

## 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例

### 【部分抜粋】

第4条の3 前2条に定めるもののほか、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者の行う業務の実績について客観的かつ公平な検証等を行わせるため、大津市ガス特定運営事業等検証委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員3人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。
- 4 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

## 大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）第4条の3第5項の規定に基づき、大津市ガス特定運営事業等検証委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について検証し、その結果を答申する。

- (1) 大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）の経営状況に関すること。
- (2) 運営権者の行う業務に係る要求水準の達成状況に関すること。
- (3) 運営権者の発意に基づくガス事業施設の利用に係る利用料金の額の改定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ガス特定運営事業等の業務の実績についての検証等に関し公営企業管理者が必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企業局企業総務部企業総務課経営戦略室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るとともに、市民の市政への参画を一層促進することを目的として、附属機関等の設置及び運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この指針において附属機関等とは、次の各号に掲げるものをいう。

#### (1) 附属機関

次のアからウまでに掲げる事項を満たすもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置したもの

ア 調停、審査、審議又は調査等を行うことを目的としたものであること。

イ 学識経験者や公募市民など本市職員以外の者が構成員として含まれていること。

ウ 合議体(委員長等を選任し、定足数や議決方法などを規定し、会議において審議、協議等した結果を取りまとめるなど、市に対して提言等を行う組織体)であること。

#### (2) 附属機関以外の組織

前号に規定する附属機関に該当しない組織で、有識者や市民から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として要綱により本市が設置するもの(組織の名称は問わない。)。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 本市職員のみで構成するもの

イ 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの

ウ 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの

エ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

オ その他この指針の対象として適切でないもの

### 第3 附属機関等の設置及び統廃合

#### 1 設置

附属機関等の設置については、法令により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限るものとし、あらかじめコンプライアンス推進室と協議するものとする。なお、設置目的に永続性のない附属機関等は、原則、設置期間の終期を設定するものとする。

(1) 類似の目的をもつ附属機関等がないこと。

(2) 附属機関等を設置することが最も効果的な方法と認められること。

#### 2 統廃合

現に設置している附属機関等で、法令により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれかの項目に該当する場合は、廃止又は統合を検討するものとする。なお、所管する附属機関等を廃止又は統合しようとする場合は、事前にコンプライアンス推進室と協議するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 設置の必要性が低下したもの
- (3) 過去2年以上、会議が開催されていないもの
- (4) 設置目的、委員（附属機関以外の組織にあっては、その構成員をいう。以下同じ。）の構成等が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (5) 附属機関等以外の方法で目的が達成できるもの

#### 第4 委員の選任

##### 1 委員の選任基準

附属機関等の委員は、附属機関等ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するものとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 同一人を継続して委員に選任しようとするときは、法令等の規定に基づき特定の者を充てることとされている場合、専門的な知識・経験を持つ特定の者を充てる必要がある場合、関係機関・団体から推薦された者を他の者に代え難いと認められる場合等を除き、その者を当該附属機関等の委員に最初に選任した時から、連続して3期又は10年のいずれか短い期間を超えないこと。
- (2) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は5までとすること。
- (3) 女性委員の選任に当たっては、「大津市男女共同参画推進計画」の定めるところによること。
- (4) 市職員は、次のいずれかに該当する場合を除き、委員に選任しないこと。

##### ア 附属機関

- (ア) 法令等の規定に基づき特定の者を充てることとされている場合
- (イ) 専門的知識、資格、経験等を有し、又は本市の状況を詳細に把握する職員を充てる必要があると認められる場合
- (ウ) 方針又は審査の決定に関し、本市の考え方、意見等を反映する必要があると認められる場合

##### イ 附属機関以外の組織

職員を充てることにより、自由闊達な意見交換が期待できる場合

- (5) 委員の職務の性質、内容等により公募することが適当でない場合を除き、当該附属機関等の委員の一部を公募により選任すること。
- (6) 委員の数は、円滑で効果的な運営を行うため、必要最小限の人数とすること。

##### 2 委員の公募

附属機関等の委員を公募するに当たっては、別に定める附属機関等の委員公募要領に基づき実施するものとし、応募資格のある者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。

- (4) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件

## 第5 会議の公開、非公開

### 1 会議の公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、法令に定めのあるものを除き、附属機関にあつてはその長が、附属機関以外の組織にあつては庶務を所管する課等の長が、それぞれその会議に諮つて行うものとする。なお、決定をするにあつては、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合を除いて公開するようにしなければならない。

### 2 会議開催の事前公表

附属機関等は、会議を開催する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市政情報課での掲示及びインターネット上の市のホームページへの掲載により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

### 3 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、附属機関にあつてはその長が、附属機関以外の組織にあつては庶務を所管する課等の長が、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (3) 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、次の要領により行うものとする。
  - ア 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
  - イ 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
  - ウ 傍聴を認めた者に対しては、会議資料（大津市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。
- (4) 会議の結果の閲覧は、次の要領により行うものとする。
  - ア 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を、会議終了後速やかに作成する。
  - イ アにより作成した議事録又は会議概要と、会議資料について、市政情報課において閲覧に供するほか、議事録又は会議概要について、インターネット上の市のホームページに掲載する。
  - ウ 会議の結果の閲覧の期間は、会議の開催された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

### 4 非公開とする会議

附属機関等は、非公開とした会議についても、できる限り会議の概要等を公表するよう努

めるものとする。

5 その他

附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成24年12月25日から施行する。

## 附属機関等の会議の公開に関する要領

### 1 公開・非公開の決定

公開・非公開の決定をする場合において、審議事項によっては、一回の会議で公開とする部分と非公開とする部分が混在する場合も考えられるので、このような場合には、会議の開催決定の段階で公開とする部分と非公開とする部分を明確に区別しておくこと。

### 2 会議開催の事前公表

- (1) 附属機関等の庶務を所管する課等は、会議を公開する場合においては様式1により、会議を非公開とする場合においては様式2により会議開催案内を作成し、市政情報課に提出するとともに、インターネット上の市のホームページに掲載すること。
- (2) 市政情報課は、提出された会議開催案内を市政資料コーナーに掲示すること。

### 3 公開の方法

- (1) 会議の公開は、附属機関等の会議の傍聴を希望する者からの申出に基づき、傍聴を認めることにより行うこと。
- (2) あらかじめ傍聴者の定員を定め、定員分の傍聴席及び報道機関用の席を設けること。
- (3) 傍聴を希望する者に対して、会議の開催当日に受付で氏名及び住所を記載させた上、傍聴を認めること。なお、定員を超えた場合の傍聴者の決定方法については、各附属機関等において先着順又は抽選の方法のいずれかを選択すること。
- (4) 会議に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、時間区分をあらかじめ説明した上で、公開する部分に限り傍聴者の傍聴及び報道機関の取材を認めること。
- (5) 非公開の会議について報道機関の取材があった場合は、会議の冒頭までに限り取材を認めること。
- (6) 公開の会議の秩序を維持するため、様式3により傍聴に係る遵守事項を定め、会場内の見やすいところへの掲示又は傍聴者への配布等の措置を講じることにより、円滑な議事運営に努めること。
- (7) 傍聴を認めた者に対して配布する会議資料は、附属機関等の委員に対して配布するものと同様とすること。ただし、会議資料のうち、図面、写真、報告書等については、会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴を認めた者の閲覧に供することにより行うことができること。
- (8) 公開した会議の結果については、様式4により、附属機関等の庶務を所管する課等が、原則として、会議終了後30日以内に議事録（一部非公開の場合は非公開部分を削除したもの）又は会議概要（委員の発言要旨、審議の経過及び結果等を要約、整理したもの）を作成し、会議資料と併せて市政情報課に提出すること。
- (9) 市政情報課においては、提出された会議結果資料について閲覧用ファイルを作成し、市民の閲覧に供すること。なお、閲覧に供する期間は、会議開催の翌年度末までとし、閲覧期間を経過した資料の削除については、市政情報課が行うこと。
- (10) 会議の結果については、前号の方法により公開するほか、インターネット上の市のホームページに掲載し、市民への積極的な情報提供を行うこと。

### 4 その他

附属機関等の会議の公開の可否の決定及び非公開とする理由、傍聴の手續等に関し、市民等から苦情、意見等の申し出があった場合は、附属機関等の庶務を所管する課等において適切に対応すること。



【部分抜粋】

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものそ

の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

# 委員会傍聴要領

大津市ガス特定運営事業等検証委員会

大津市ガス特定運営事業等検証委員会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会の傍聴を希望される方は、委員会の開催予定時刻までに会場受付で住所及び氏名を記入し、委員長の承諾を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の承諾を受けた方は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。

## 2 傍聴する際の遵守事項

委員会の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員会の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 委員長が非公開であることを宣言した時は、速やかに会場外へ退席すること。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

## 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。